

12-4 人間科学部「教科及び教科の指導法に関する科目」 履修方法と留意事項

① 取得できる教員免許状

人間科学科の学生は、中学校教諭一種「社会」・高等学校教諭一種「地理歴史」「公民」の社会科系の教員免許と、中学校教諭一種・高等学校教諭一種「保健体育」の体育系の教員免許が取得できます。ただし、内容が大きく異なるため、社会科系又は体育系のいずれかの系統を選択し、履修計画を立ててください。

また、これまでの各自治体における教員採用試験出願条件や中高一貫校制度の導入を考慮すると、教職を志す学生は、「中学校」と「高等学校」両方の免許を取得することが望まれます。

② 必要な科目と単位数

教員免許取得のためには、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、「66条の6に定める科目」の必要単位を修得しなければなりません。「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「大学が独自に設定する科目」の合計が59単位以上になるように履修してください。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

人間科学部 人間科学科 中学校一種 社会 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位
日本史・ 外国史	1以上	日本史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）
		日本史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
日本経済史Ⅰ	2		1・2・3・4				
日本経済史Ⅱ	2		1・2・3・4				
日本政治史	2		1・2・3・4				
外国史	1以上	外国史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	
		外国史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		西洋経済史Ⅰ	2		1・2・3・4		
		西洋経済史Ⅱ	2		1・2・3・4		
		ヨーロッパ政治史	2		1・2・3・4		
地理学(地誌を含む。)	1以上	地理学(含地誌)	2	○◎	1・2・3・4	2以上	
		人文地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
		人文地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
		自然地理学概論Ⅰ	2		1・2・3・4		
		自然地理学概論Ⅱ	2		1・2・3・4		
		経済地理Ⅰ	2		1・2・3・4		
		経済地理Ⅱ	2		1・2・3・4		
		人口地理学	2		2		
		景観地理学	2		2		
		都市空間と社会	2		2		
		産業地理学	2		3		
		地理情報システム論	2		3		
		「法学、 政治学」	1以上	憲法概説Ⅰ	2		○◎
憲法概説Ⅱ	2			○◎	1・2・3・4		
民法概説	2			○◎	1・2・3・4		
刑法概説	2			○◎	1・2・3・4		
国際法Ⅰ	2				1・2・3・4		
国際法Ⅱ	2				1・2・3・4		
行政法Ⅰ	2				1・2・3・4		
行政法Ⅱ	2				1・2・3・4		
法女性学	2				3		
政治学入門	2				1・2・3・4		
日本政治	2				1・2・3・4		
比較政治学Ⅰ	2				1・2・3・4		
比較政治学Ⅱ	2				1・2・3・4		
国際政治学Ⅰ	2				1・2・3・4		
国際政治学Ⅱ	2				1・2・3・4		
ヨーロッパ政治	2		1・2・3・4				
「社会学、 経済学」	1以上	社会学概論	2	○◎	1	8以上	
		社会調査論Ⅰ	2		1		
		社会調査論Ⅱ	2		1		
		現代社会論Ⅰ	2		2		
		現代社会論Ⅱ	2		2		
		家族社会学	2		2		
		国際社会論A	2		2		
		地域社会学	2		3		
		高齢社会論	2		3		
		異文化社会論A	2		3		
		現代メディア論	2		3		
		経済史Ⅰ	2		1・2・3・4	4以上	
		経済史Ⅱ	2		1・2・3・4		
		経済政策	4		1・2・3・4		
		財政学Ⅰ	2		1・2・3・4		
財政学Ⅱ	2		1・2・3・4				
金融論	4		1・2・3・4				
「哲学、 倫理学、 宗教学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	
		哲学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4		
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4		
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8以上	教科教育法Ⅰ(社会)	2	○◎	2	8	
		教科教育法Ⅱ(社会)	2	○◎	2		
		教科教育法Ⅲ(社会)	2	○	3		
		教科教育法Ⅳ(社会)	2	○	3		
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			42以上		

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
単位欄の★印は共通教養科目を示す。

2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**42単位以上**を修得しなければならない。

2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。

3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。

2. 「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。

3. その他の条件については、P.22 6.「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件 を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

人間科学部 人間科学科 高等学校一種 地理歴史 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位
教科に関する専門的事項	1以上	日本史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)
		日本史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		日本経済史Ⅰ	2		1・2・3・4		
		日本経済史Ⅱ	2		1・2・3・4		
		日本政治史	2		1・2・3・4		
	1以上	外国史概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	4以上	
		外国史概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		西洋経済史Ⅰ	2		1・2・3・4		
		西洋経済史Ⅱ	2		1・2・3・4		
		ヨーロッパ政治史	2		1・2・3・4		
		国際社会論B	2		3		
	1以上	人文地理学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	8以上	
		人文地理学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		自然地理学概論Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4		
		自然地理学概論Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4		
		経済地理Ⅰ	2		1・2・3・4		
		経済地理Ⅱ	2		1・2・3・4		
		人口地理学	2		2		
		景観地理学	2		2		
		地域社会貢献論	2		2		
		フィールドワーク入門Ⅱ	1		2		
		現代文化人類学	2		2		
		環境社会論	2		2		
		都市空間と社会	2		2		
		産業地理学	2		3		
		異文化社会論B	2		3		
		地域情報論	2		3		
気象学	2		3				
環境計画論	2		3				
地理情報システム論	2		3				
1以上	地誌学概論	2	○◎	1・2・3・4	2以上		
	世界地誌	2		2			
4以上	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	教科教育法Ⅰ (地理歴史)	2	○◎	3	4	
		教科教育法Ⅱ (地理歴史)	2	○◎	3		
法定最低修得単位数合計		本学で修得すべき単位数合計				24以上	

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて24単位以上を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計59単位以上を修得しなければならない。
3. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、8単位以上を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計24単位以上を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、4単位を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P. 22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

人間科学部 人間科学科 高等学校一種 公民 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位		
「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	1以上	憲法概説Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4	10以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)		
		憲法概説Ⅱ	2	○◎	1・2・3・4				
		民法概説	2	○◎	1・2・3・4				
		刑法概説	2	○◎	1・2・3・4				
		国際法Ⅰ	2	○◎	1・2・3・4				
		国際法Ⅱ	2		1・2・3・4				
		行政法Ⅰ	2		1・2・3・4				
		行政法Ⅱ	2		1・2・3・4				
		法女性学	2		3				
		政治学入門	2		1・2・3・4				
		日本政治	2		1・2・3・4				
		国際政治学Ⅰ	2		1・2・3・4				
		国際政治学Ⅱ	2		1・2・3・4				
		地方自治論Ⅰ	2		1・2・3・4				
		地方自治論Ⅱ	2		1・2・3・4				
ヨーロッパ政治	2		1・2・3・4						
「社会学、 経済学 (国際経済を含む。)」	1以上	社会学概論	2	○◎	1	8以上			
		社会調査論Ⅰ	2		1				
		社会調査論Ⅱ	2		1				
		現代社会論Ⅰ	2		2				
		現代社会論Ⅱ	2		2				
		家族社会学	2		2				
		国際社会論A	2		2				
		地域社会学	2		3				
		高齢社会論	2		3				
		異文化社会論A	2		3				
		現代メディア論	2		3				
		世界経済論Ⅰ	2		1・2・3・4			4以上	
		世界経済論Ⅱ	2		1・2・3・4				
		経済政策	4		1・2・3・4				
財政学Ⅰ	2		1・2・3・4						
財政学Ⅱ	2		1・2・3・4	4以上					
金融論	4		1・2・3・4						
「哲学、 倫理学、 宗教学、 心理学」	1以上	哲学概論Ⅰ	2		1・2・3・4	「心理学」の分野を含めて2分野以上から計6以上			
		哲学概論Ⅱ	2		1・2・3・4				
		倫理学Ⅰ	★2		1・2・3・4				
		倫理学Ⅱ	★2		1・2・3・4				
		宗教学Ⅰ	★2		1・2・3・4				
		宗教学Ⅱ	★2		1・2・3・4				
		心理学概論	2	○◎	1				
		生涯発達心理学Ⅰ	2		2				
		生涯発達心理学Ⅱ	2		2				
		組織心理学	2		3				
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (公民)	2	○◎	3	4	4		
		教科教育法Ⅱ (公民)	2	○◎	3				
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			32以上				

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。単位欄の★印は共通教養科目を示す。
2. 授業科目の配当期は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて32単位以上を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」については、必修の「心理学」の分野を含めて2分野以上から単位を修得しなければならない。
3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計59単位以上を修得しなければならない。
4. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、8単位以上を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1,2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計24単位以上を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、4単位を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

人間科学部 人間科学科 中学校一種 保健体育（2019年度入学者から適用）

施行規則に規定される科目区分	法定最低修得単位数	本学における開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得すべき単位数	注2 教育実習要件単位	
教科に関する専門的事項	体育実技	スポーツ実技種目（球技①）	2	○◎	1	18以上	24以上（1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む）	
		スポーツ実技種目（球技②）	2	○◎	1			
		スポーツ実技種目（球技③）	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目（器械運動）	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目（ダンス）	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目（陸上競技）	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目（水泳）	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目（武道）	2	○◎	2			
		野外実習（サマー）	2	△◎	2			
		野外実習（ウインター）	2	△	2			
	トレーニング実技	2		3				
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）	1以上	スポーツ社会学	2	○◎	1		12以上
			スポーツ哲学	2	○◎	1		
			スポーツ心理学	2	○◎	2		
			ロールモデル論	2		2		
			生涯スポーツ論	2		2		
			スポーツ産業論	2		2		
			バイオメカニクス	2	○◎	2		
			コーチング論	2	○	3		
			スポーツの行政と公共政策	2		3		
スポーツ文化			2		3			
健康システム管理論	2		3					
生理学（運動生理学を含む。）	1以上	人体生理学	2	○◎	2	2以上		
		スポーツ医学	2		2			
		運動処方論	2		2			
衛生学・公衆衛生学	1以上	公衆衛生学	2	○◎	2	2		
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	1以上	学校保健	2	○◎	2	2以上		
		救急法	2		2			
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8以上	教科教育法Ⅰ（保健体育）	2	○◎	2	8		
		教科教育法Ⅱ（保健体育）	2	○◎	2			
		教科教育法Ⅲ（保健体育）	2	○	3			
		教科教育法Ⅳ（保健体育）	2	○	3			
法定最低修得単位数合計	28以上	本学で修得すべき単位数合計			44以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。△印は選択必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当年次は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目、選択必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**44単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、選択必修科目の「野外実習（サマー）」又は「野外実習（ウインター）」については、いずれか1科目を修得すること。
3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」（P.16）及び「大学が独自に設定する科目」（P.18）から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
4. 「66条の6に定める科目」（P.19）について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」について、**4単位以上**を修得しなければならない。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法（9）教育実習に出るための条件を参照すること。

「教科及び教科の指導法に関する科目」

人間科学部 人間科学科 高等学校一種 保健体育 (2019年度入学者から適用)

施行規則に規定される科目区分	法定最低 修得単位数	本学における 開設授業科目名	単位	必選区分	配当年次	注1 本学で修得 すべき単位数	注2 教育実習 要件単位	
教科に関する専門的事項	体育実技	スポーツ実技種目 (球技①)	2	○◎	1	18以上	24以上 (1、2年次配当の必修科目すべての修得を含む)	
		スポーツ実技種目 (球技②)	2	○◎	1			
		スポーツ実技種目 (球技③)	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目 (器械運動)	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目 (ダンス)	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目 (陸上競技)	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目 (水泳)	2	○◎	2			
		スポーツ実技種目 (武道)	2	○◎	2			
		野外実習 (サマー)	2	△◎	2			
		野外実習 (ウインター)	2	△	2			
	トレーニング実技	2		3				
	「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会学、 体育史」・運動学 (運動方法学を含む。)	1以上	スポーツ社会学	2	○◎	1		12以上
			スポーツ哲学	2	○◎	1		
			スポーツ心理学	2	○◎	2		
			ロールモデル論	2		2		
			生涯スポーツ論	2		2		
			スポーツ産業論	2		2		
			バイオメカニクス	2	○◎	2		
			コーチング論	2	○	3		
			スポーツの行政と公共政策	2		3		
			スポーツ文化	2		3		
	健康システム管理論	2		3				
	生理学(運動生理学を含む。)	1以上	人体生理学	2	○◎	2		2以上
			スポーツ医学	2		2		
			運動処方論	2		2		
	衛生学・公衆衛生学	1以上	公衆衛生学	2	○◎	2		2
			学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1以上	学校保健	2		○◎
救急法	2		2					
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	4以上	教科教育法Ⅰ (保健体育)	2	○◎	2・3	4		
		教科教育法Ⅱ (保健体育)	2	○◎	2・3			
		教科教育法Ⅲ (保健体育)	2		3			
		教科教育法Ⅳ (保健体育)	2		3			
法定最低修得単位数合計	24以上	本学で修得すべき単位数合計			40以上			

【備考】

1. 必選区分欄の○印は必修科目を示す。△印は選択必修科目を示す。◎印は教育実習に出るための条件を満たすために、3年次終了までに修得が必要な科目を示す。
2. 授業科目の配当年次は、各学部履修要覧の教育課程表を参照すること。

【注1. 一種免許状を取得するために本学で修得すべき単位数】

1. 「教科及び教科の指導法に関する科目」については、必修科目、選択必修科目及び「施行規則に規定される科目区分」ごとに定められた単位を含めて**40単位以上**を修得しなければならない。
2. 「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、選択必修科目の「野外実習(サマー)」又は「野外実習(ウインター)」については、いずれか1科目を修得すること。
3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」と合わせて、「教育の基礎的理解に関する科目等」(P.16)及び「大学が独自に設定する科目」(P.18)から合計**59単位以上**を修得しなければならない。
4. 「66条の6に定める科目」(P.19)について、**8単位以上**を修得しなければならない。

【注2. 教育実習に出るための条件】

1. 「教科に関する専門的事項」について、◎印の1、2年次配当の必修科目をすべて修得し、かつ合計**24単位以上**を修得しなければならない。
2. 「各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)」について、**4単位以上**を修得しなければならない。ただし、「教科教育法Ⅰ・Ⅱ」については、高等学校の免許状のみ取得する場合、教育実習の前年度に履修することが望ましいため、3年次から履修すること。
3. その他の条件については、P.22 6. 「教育実習」の履修方法 (9)教育実習に出るための条件を参照すること。